資料６

○長久手市平成こども塾条例

平成１８年３月２９日
条例第１７号
改正　平成２２年３月３０日条例第７号
平成２３年１０月２８日条例第２３号
平成２５年１２月２７日条例第３８号
注　平成２５年１２月から改正経過を注記した。

（設置）

第１条　長久手市の豊かな田園環境の中で、こどもたちが地域の自然、文化、環境等を学ぶことを通じて健全な心と身体を培うとともに、市民の環境保全に関する活動を促進し、人と自然とがよりよく共生する地域社会の実現に資するため、長久手市平成こども塾（以下「こども塾」という。）を長久手市福井１５９０番地５０に設置する。

（事業）

第２条　こども塾は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　地域の環境についての学習活動に関すること。

(2)　前号の学習活動を通じた地域住民との交流活動に関すること。

(3)　学校と連携して行う前２号の活動に関すること。

(4)　その他こども塾の設置目的を達成するために必要な事業

（開館時間等）

第３条　こども塾の開館時間は、午前９時から午後５時までとする。

２　こども塾の休館日は、次のとおりとする。

(1)　月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）

(2)　１２月２９日から翌年の１月３日までの日

３　長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、第１項に規定する開館時間を変更し、又は前項に規定する休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

（附属設備等の使用）

第４条　教育委員会は、第２条各号の事業の実施に支障のない範囲内で、別表に掲げる附属設備等を使用させることができる。

２　前項の規定により附属設備等を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請し、承認を受けなければならない。

３　前項の承認を受けた者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

４　既に納付した使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

５　市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付　則

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年条例第７号）

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

２　この条例の施行前に改正前の長久手町平成こども塾条例の規定により町長がした承認、承認の取消しその他の行為は、改正後の長久手市平成こども塾条例の規定により長久手町教育委員会がした承認、承認の取消しその他の行為とみなす。

附　則（平成２３年条例第２３号）

この条例は、平成２４年１月４日から施行する。

附　則（平成２５年条例第３８号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る使用料等については、なお従前の例による。

別表（第４条関係）

（平２５条例３８・一部改正）

区分	使用料
かまど（２か所１セット）	５１０円
調理器具（１セット）	２００円